

嘉手納町国民健康保険税収納対策緊急プラン

令和3年8月31日改正

1 資格・賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 町広報誌やホームページ、納税指導員により、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
- (3) 所得未申告者へ文書や電話等により申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (4) 失業等による納付困難な世帯について、保険税減免の積極的推進を図る。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の賦課・徴収については、国の示す基準に基づき速やかに対応します。

2 徴収方法の改善等

- (1) 年4回以上の徴収会議を行う。
- (2) 滞納分析を行い、効率的な滞納整理を検討する。
- (3) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
- (4) 口座振替の利点等をパンフレットにて広報、窓口での勧奨を行い、口座振替率の向上を図る。
- (5) 滞納者に対する療養費等の現金給付がある時は、申請時に納税相談を行う。
- (6) 督促状等の郵便物の返戻があった場合は、居所不明の「不現住」を認定するため、訪問調査を行い、不現住の確定を行うため住民登録職権消除事務へつなげ、適正賦課へと努める。
- (7) 夜間窓口及び休日窓口を設置し、収納率の向上を図る。

3 滞納状況の解消

- (1) 年2回以上の徴収催告書を送付し、納付の勧奨を行う。
- (2) 短期証発行時に納付相談の機会を設け滞納者から聞き取りを行う。また、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、財産状況、収入状況を把握し、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (3) 時効完成前に預貯金調査等を行い、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。

4 滞納処分の実施

- (1) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (2) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し滞納処分を行う旨を通知し、納付を促す。
- (3) 再三の督促及び催告にも応じない場合は、預貯金、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、すみやかに滞納処分を実施する。
- (4) 収入状況や財産調査等の結果、滞納処分の停止に該当すると認められるものについてはすみやかに停止処分を実施する。